

平成24年度吉田町一般会計予算

平成24年度吉田町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,733,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年3月2日提出

吉田町長 田村典彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 町 税		5,257,264
	1 町 民 税	1,980,625
	2 固 定 資 産 税	2,768,672
	3 軽 自 動 車 税	64,534
	4 町 た ば こ 税	194,358
	5 都 市 計 画 税	249,075
2 地 方 譲 与 税		101,001
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	28,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	73,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
3 利 子 割 交 付 金		9,300
	1 利 子 割 交 付 金	9,300
4 配 当 割 交 付 金		6,800
	1 配 当 割 交 付 金	6,800
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,500
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,500

款	項	金額
6 地方消費税交付金		323,000
	1 地方消費税交付金	323,000
7 自動車取得税交付金		35,000
	1 自動車取得税交付金	35,000
8 地方特例交付金		16,000
	1 地方特例交付金	16,000
9 地方交付税		300,000
	1 地方交付税	300,000
10 交通安全対策特別交付金		5,500
	1 交通安全対策特別交付金	5,500
11 分担金及び負担金		131,504
	1 分 担 金	8,160
	2 負 担 金	123,344
12 使用料及び手数料		63,573
	1 使 用 料	48,501
	2 手 数 料	15,072

款	項	金額
13 国庫支出金		1,073,065
	1 国庫負担金	567,008
	2 国庫補助金	499,068
	3 国庫委託金	6,989
14 県支出金		540,102
	1 県負担金	209,705
	2 県補助金	277,755
	3 県委託金	52,642
15 財産収入		12,193
	1 財産運用収入	5,192
	2 財産売却収入	7,001
16 寄附金		1,000
	1 寄附金	1,000
17 繰入金		361,326
	1 特別会計繰入金	126
	2 基金繰入金	361,200

款	項	金額
18 繰越金		240,000
	1 繰越金	240,000
19 諸収入		72,572
	1 延滞金、加算金及び過料	3,000
	2 町預金利子	239
	3 貸付金元利収入	122
	4 受託事業収入	174
	5 雑収入	69,037
20 町債		1,182,300
	1 町債	1,182,300
歳入合計		9,733,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		104,850
	1 議 会 費	104,850
2 総 務 費		1,150,924
	1 総 務 管 理 費	876,179
	2 徴 税 費	206,031
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	56,254
	4 選 挙 費	10,253
	5 統 計 調 査 費	1,151
	6 監 査 委 員 費	1,056
3 民 生 費		2,426,892
	1 社 会 福 祉 費	937,023
	2 児 童 福 祉 費	1,489,657
	3 生 活 保 護 費	209
	4 災 害 救 助 費	3
4 衛 生 費		1,764,638
	1 保 健 衛 生 費	1,764,638
5 労 働 費		2,941
	1 労 働 諸 費	2,941

款	項	金額
6 農 林 水 産 業 費		235,038
	1 農 業 費	74,912
	2 林 業 費	10,121
	3 水 産 業 費	150,005
7 商 工 費		57,812
	1 商 工 費	57,812
8 土 木 費		1,683,329
	1 土 木 管 理 費	37,434
	2 道 路 橋 梁 費	296,576
	3 河 川 費	271,155
	4 都 市 計 画 費	1,063,984
	5 住 宅 費	14,180
9 消 防 費		811,119
	1 消 防 費	811,119
10 教 育 費		585,686
	1 教 育 総 務 費	150,213
	2 小 学 校 費	87,066
	3 中 学 校 費	51,517
	4 社 会 教 育 費	145,299
	5 保 健 体 育 費	151,591

款	項	金額
11 災 害 復 旧 費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	2
12 公 債 費		889,171
	1 公 債 費	889,171
13 諸 支 出 金		596
	1 普 通 財 産 取 得 費	93
	2 基 金 費	503
14 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歲 出 合 計		9,733,000

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
すみれ保育園建設事業	千円 217,900	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
水産基盤整備事業	12,500	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
地方特定道路整備事業 大幡川幹線整備事業	80,500	〃		
西の坪大浜5号線整備事業	5,500	〃		
高速道路跨道橋整備事業	26,200	〃		
都市防災総合推進事業 亀の尻線整備事業	8,600	〃		
都市防災総合推進事業 高島4号線整備事業	3,400	〃		
都市防災総合推進事業 中瀬高畑2号線整備事業	5,200	〃		
都市防災総合推進事業 日の出線整備事業	7,900	〃		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大窪川改修事業	千円 27,000	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
榛南幹線水路整備事業	131,900	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後	
榛南幹線整備事業	36,400	〃	においては、当該見直し後の利率)	
東名川尻幹線整備事業	4,000	〃		
中央幹線整備事業	16,600	〃		
住吉幹線整備事業	10,500	〃		
消防ポンプ車整備事業	8,900	〃		
津波避難タワー設置事業	225,000	〃		
吉田中学校空調設備設置事業	4,300	〃		
臨時財政対策債	350,000	〃		
合 計	1,182,300			